

大阪市教育委員会からのお知らせ

平成 22 年度 入学生から

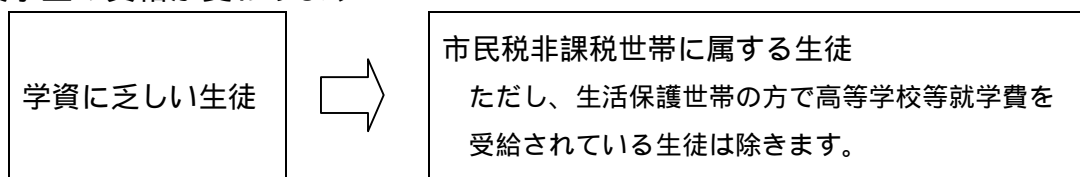
大阪市奨学費制度が変わります

大阪市教育委員会では、経済的理由のために高等学校又は高等専門学校の修学が困難な生徒に対し奨学費を支給しております。

これまで、本奨学費制度のあり方につきまして、他の貸与制度との整合性等を勘案し、将来にわたって継続可能な制度構築を図るため検討を進めてまいりました。

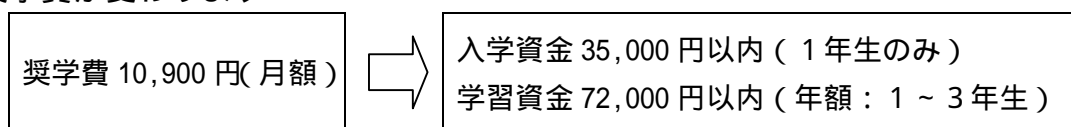
このたび、給付制度として維持し、市民税非課税世帯の全員採用を目指し支給人員の拡大など制度の充実を図る一方で、支給内容や単価については一定の見直しを行うこととしました。改正点のポイントを紹介します。

1 奨学生の資格が変わります



これまで、学資に乏しい方を対象としてまいりましたが、市民税非課税世帯に属する方及びこれに準ずる方として児童福祉施設や里親制度により措置されている方を対象とすることを条例に明記しました。

2 奨学費が変わります



これまで、奨学費として一律に月額 10,900 円を支給していたものを見直し、入学に要した費用を入学資金として 35,000 円、学校教育に要した費用を学習資金として年額 72,000 円をそれぞれ上限として支給することとしました。

なお、今回の改正は平成 22 年度入学生から適用しますので、それ以前に入学された方（現在の高校 1・2 年生など）につきましては、従前の制度を適用します。

今後、申請の時期や方法、入学資金や学習資金の支給方法などについて、奨学条例の施行規則及び取扱方法を改正し、定めてまいります。

制度の詳細につきましては、秋以降にお知らせする予定です。

担当：大阪市教育委員会事務局 総務部 学務担当

電話 06-6208-9114 FAX 06-6202-7052